

お知らせ

記者発表資料

平成29年11月20日

■ 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

より迅速な災害状況把握等のため、ヘリコプター運行輸送事業者等へ協力を求める新たな取組みを始めます。

中国地方整備局では、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害又は事故等が発生した場合に、緊急的な災害の状況把握及び輸送等を行うため、ヘリコプターによる緊急調査業務、人員輸送業務、資材輸送業務等を行っていただける企業と協定を締結するための募集を行います。

【募集期間】平成29年11月20日（月）～平成29年12月4日（月）

【募集内容】災害又は事故における緊急調査及び輸送等のヘリコプターによる緊急調査業務、人員輸送業務、資材輸送業務等を行っていただける企業

【活動期間】協定締結日～平成31年3月31日

※協定締結後は、期間を継続することができます。

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

【担当】

企画部	総括防災調整官	えすみ 江角	のぶよし 信良（内線2119）
企画部	防災課長	ふじはら 藤原	ひろゆき 浩幸（内線3411）

【広報担当窓口】

広報広聴対策官	さかや 坂屋	まさゆき 政之（内線2117）
企画部 環境調整官	あだち 足立	つかさ 司（内線3114）

災害又は事故における緊急調査及び輸送等のヘリコプター による支援に関する基本協定 募集要領

ヘリコプターによる「災害又は事故における緊急調査及び輸送等のヘリコプターによる支援に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

平成29年11月20日

中国地方整備局長 川崎 茂信

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害又は事故における緊急調査及び輸送等のヘリコプターによる支援に関する基本協定
- (2) 活動場所 緊急調査業務の実施範囲は、中国地方整備局管内とし、緊急輸送等業務の実施範囲は、日本国内とする。
- (3) 活動内容 本活動は、(2)の活動範囲において、所管施設に被害が発生し、必要があると認めた場合には、ヘリコプターによる上空からの被災状況調査（以下、緊急調査業務という。）、被災地域への人員輸送（以下、人員輸送業務という。）及び投下型水位計や分解組立型バックホウ等の資材輸送（以下、資材輸送業務という。）の実施を中国地方整備局長の指示に基づき行うものです。
- (4) 協定期間 この協定の期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも書面により何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもってこの協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、その後もまた同様とする。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる資格を有している者であること。
 - ① 全国における平成28・29・30年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の認定を受けていること。
- (3) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。以下、この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、

中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 東京航空局又は大阪航空局から回転翼の運航輸送事業又は航空機使用事業の許可を受けており、緊急調査業務、人員輸送業務、資材輸送業務のいずれかの業務を行うことが可能な機体を保有していること。
- (6) 本協定に基づき活動を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす運航担当者が、本活動を総括的に管理できること。

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

3. 基本協定締結者の決定方法

基本協定の締結は、2. に掲げる参加資格を満たしている者と行います。本協定における選定、非選定の結果については、書面により通知します。

4. 打合せ

基本協定における選定通知後、締結にあたっては、以下のとおり打合せを行う予定である。

実施場所：広島合同庁舎2号館8階 災害対策室

実施期間：平成29年12月18～22日。

開始時間：別途通知する。

5. 担当部局

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6番30号

国土交通省中国地方整備局 企画部 防災課

TEL 082-511-6162 (ダイヤルイン) 内線3421

FAX 082-227-2651

6. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②保有機体において、緊急調査業務、人員輸送業務、資材輸送業務が可能と考えられる機体の諸元及び災害現場での実績がある場合はその資料【別記様式2】

③保有機体の駐機基地の確認できる資料【別記様式3】

④活動の実施体制【別記様式4】

※2.(6)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。

⑤直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料

⑥一般競争参加資格認定通知書の写し

⑦東京航空局又は大阪航空局から回転翼の運航輸送事業又は航空機使用事業の許可を受けていることが確認できる資料

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）。

②受付期間：平成29年11月20日（月）から平成29年12月4日（月）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとします。

③提出場所：5. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受付期間：平成29年11月20日（月）から平成29年11月28日（火）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとします。

③提出場所：5. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：回答を作成後、平成29年11月30日（木）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとします。

②場 所：5. に同じ。

(5) その他

①申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とし、提出された申請書は、参加資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

②提出された申請書は、返却しません。

③提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は、認めません。

基本協定参加資格確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

中国地方整備局長 川崎 茂信 殿

住 所
会 社 名 株〇〇
代 表 者 氏 名

平成29年11月20日付けで募集のありました「災害又は事故における緊急調査及び輸送等のヘリコプターによる支援に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書6.(1)②保有機体において、緊急調査業務、人員輸送業務、資材輸送業務が可能と考えられる機体の諸元及び災害現場での実績がある場合はその資料
- 2 基本協定締結説明書6.(1)③保有機体の駐機基地の確認できる資料を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書6.(1)④に定める活動の実施体制を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書6.(1)⑤に定める直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できることを記載した書面
- 5 基本協定締結説明書6.(1)⑥一般競争参加資格認定通知書の写し
- 6 基本協定締結説明書6.(1)⑦東京航空局又は大阪航空局から回転翼の運行輸送事業又は航空機使用事業の許可を受けていることが確認できる資料

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式 2)

(用紙 A 4)

[記入例]

・保有機体において、①緊急調査業務、②人員輸送業務、③資材輸送業務が可能とかがえられる機体の諸元を確認できる資料

番号	所有台数	乗客人数	巡航速度	最大積載量	航続時間(最大)
①緊急調査業務	○ 台	○ 人	○ km/h	—	○ h/回
②人員輸送業務	○ 台	○ 人	○ km/h	—	○ h/回
③資材輸送業務	○ 台	—	—	○ t	○ h/回

※機種が複数台ある場合は、機種毎に記入して下さい。

また、パンフレット等性能が確認できる資料の添付をお願いします。

・災害現場での実績がある場合、実績が確認できる資料（各実績毎）

日付	活動場所	活動内容	資料番号
平成○年○月○日	○○県○○市 (県道○○線法面災害現場)	被災状況の撮影	資料－1
平成○年○月○日	○○県○○市 (○○川災害現場)	被災状況の撮影	資料－2

※実績毎に確認できる資料（様式自由）の提出をお願いします。

※多数ある場合は、3事例までとする。

- ・保有機体の駐機基地の確認できる資料(様式自由)

(株)〇〇	保有機体の駐機場所
※一覧表など様式自由	

(別記様式4)

活動の実施体制

[記入例]

会社名：

○本活動を総括的に管理する運航担当者

担当者の 氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	(株)○○ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

○本活動の実務を担当する副担当者

副担当者の 氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	(株)○○ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

副担当者の 氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	(株)○○ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

副担当者の 氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	(株)○○ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

：

：

※緊急時に速やかに対応できる運航担当者を記載してください。

○緊急時に準備できる従事者数、班数及び活動の実務を担当する会社から広島ヘリポートまでの距離、時間を記載して下さい。

・従事者数	○○人	・班数	○班	・距離	○○km	・時間	○○時間
-------	-----	-----	----	-----	------	-----	------

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出
- 保有機体において、緊急調査業務、人員輸送業務、資材輸送業務が可能と考えられる機体の諸元及び災害現場での実績がある場合はその資料（別記様式2）
→必須提出
- 保有機体の駐機基地の確認できる資料（別記様式3） →必須提出
- 活動の実施体制が確認できる資料（別記様式4） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
（健康保険被保険者証等） →必須提出
- 一般競争参加資格認定通知書の写し →必須提出
- 東京航空局又は大阪航空局から回転翼の運航輸送事業又は航空機使用事業の許可を受けていることが確認できる資料 →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

災害又は事故における緊急調査及び輸送等のヘリコプター による支援に関する基本協定（案）

国土交通省中国地方整備局（以下「甲」という。）と××××××××××（以下「乙」という。）は、災害又は事故（以下「災害等」という。）における中国地方整備局所管施設の緊急調査及び輸送等のヘリコプターによる支援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は甲が管理する施設（以下「所管施設」という。）が地震・大雨等、異常な自然現象及び予期できない災害、事故等によって緊急調査及び輸送等が必要となった場合に、乙が所有する輸送用ヘリコプターを使用して支援する（以下「業務」という。）際の手続を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 緊急調査業務の実施範囲は、中国地方整備局管内（以下「整備局管内」という。）とする。

2 緊急輸送等業務の実施範囲は、日本国内とする。

（業務の内容）

第3条 甲又は整備局管内の事務所及び管理所（以下「事務所等」という。）は、所管施設に被害が発生し、必要があると認めた場合には、乙に対して「業務」実施を要請することができるものとする。なお、運搬する単体重量は最大*、***kgとする。

- 2 甲又は事務所等は、「業務」実施を要請する際に、必要に応じて乙と運航に関する打合せを行うものとする。
- 3 乙は、甲又は事務所等から「業務」実施の要請があった場合、直ちに輸送用ヘリコプターの使用が可能か確認し、甲又は事務所等へ連絡するものとする。
- 4 乙は、輸送用ヘリコプターが使用可能である場合には、速やかに現地の気象状況等を把握し、「業務」への支障の有無を甲又は事務所等へ連絡するものとし、

支障が無い場合は、直ちに「業務」に関する一切の準備と手配を行い、その対応状況を遅滞無く甲又は事務所等へ連絡するものとする。

- 5 乙は、甲又は事務所等の要請に基づく「業務」が完了した際は、その旨を遅滞無く甲又は事務所等へ報告するものとする。

(実施体制)

第4条 乙は、甲又は事務所等から「業務」実施の要請があった場合の連絡系統を事前に整えるものとする。

- 2 乙は、乙が有する輸送用ヘリコプターの機数、搭載可能人数、搭載可能重量及び人員（操縦士等）について、毎年、4月末までに甲に報告するものとする。
- 3 乙は、応急対策を迅速に実施できるよう、「業務」に必要な機体及び人員等の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲又は事務所等は、乙に「業務」実施を要請したときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

- 2 前項の請負契約等を締結する際の価格は、「災害等」発生直前における適正な価格を基準として、甲又は事務所等と乙が協議して定める。

(損害の負担)

第6条 「業務」実施に伴い、甲又は事務所等及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設機械等に損害が生じた場合、乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲又は事務所等に報告し、その処置について甲又は事務所等と協議して定めるものとする。

(訓練への協力)

第7条 甲又は事務所等は、乙に相互の協力体制の充実及び強化を図るために、必要に応じ、出動の要請に関する訓練を実施するものとする。

- 2 前項の訓練において、航空機を運航するときに係る費用は、甲の負担とする。

(有効期限)

第8条 この協定の期間は、協定締結日より平成31年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、中国地方整備局長、×××××(代表者役職)が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所

国土交通省〇〇地方整備局長 (局長氏名)

乙 住所

×××××× (代表者役職) (代表者氏名)

×××：ヘリコプター運航会社名等

*,**kg：輸送する資機材の最大重量(分解型バックホーの部材の最大重量で*,**kgとしています。